

京都市告示第 431 号

京都市地域特産物需要拡大センターの指定管理者である公益財団法人きょうと京北ふるさと公社から、京都市地域特産物需要拡大センター条例第 4 条ただし書きの規定に基づき、臨時の開所時間及び休所日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和 2 年 1 月 2 4 日

京都市長 門川大作

臨時に開所時間及び休所日を変更する日時

変更後	現行
令和 2 年 1 2 月 2 9 日 (火) 午前 9 時から午後 5 時まで	令和 2 年 1 2 月 2 9 日 (火) 休所日
令和 2 年 1 2 月 3 0 日 (水) 午前 9 時から午後 2 時まで	令和 2 年 1 2 月 3 0 日 (水) 休所日

(産業観光局農林振興室農林企画課)